

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、お客様や社会に「正しい仕事」「良い仕事」を提供し続けることで、「持続的に成長し、株主の皆様への利益還元や社会貢献ができる」と考えており、会社設立以来、当社グループの基本方針となっております。

また、セコムグループ(当社の親会社を中心に構成される企業集団)の一員として「社会システム産業」を構築することで、“あらゆる「不安」のない社会”を実現し、“社会にとってなくてはならない”、“社会から信頼される”企業となることを目指しております。

これらを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると考え、取締役会の経営監視機能の強化、監査役会による経営監視の充実はもとより、適切かつ迅速な情報開示の徹底、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】 議決権行使の電子化・招集通知の英訳

海外投資家の議決権行使の比率や個別面談等の対応実績を踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は、現時点で必要と考えておりません。今後、株主構成や議決権行使比率の推移に留意しつつ必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3-1-2】 英語での情報開示

海外投資家に対してはIR担当部門が個別に対応を行っており、現時点で英語での情報開示は必要とは考えておりません。今後、海外投資家の比率等を踏まえて必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-2-1】 経営陣の報酬(中長期的な業績と連動する報酬、現金報酬、自社株報酬との割合)

取締役の報酬は月額報酬と賞与からなり、それぞれの職務と業務執行の対価として会社業績や職責・成果、従業員給与の水準や他社動向、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定する方針としております。

報酬額については業績への貢献度を考慮のうえで決定しておりますが、業績と機械的に連動する報酬の割合は設定しておりません。また自社株報酬についても現時点では考えておりません。

今後の経営環境等を総合的に勘案しつつ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-10-1】 任意の仕組みの活用

当社は任意の委員会を設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討においては、独立社外取締役へ事前に説明を行い適切な助言を受けたうえで決定しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式

#### 1. 政策保有に関する方針

当社は、事業参画、協業、育成、当社サービス及び商品等の取引の維持拡大等を総合的に勘案し、当社の企業価値の向上が期待できると判断した場合に取得する場合があります。なお、当該投資株式について、保有する目的を達成しないと当社が判断した場合は売却をする方針としています。

#### 2. 政策保有株式にかかる検証の内容

当社は取締役会において年1回、保有する銘柄ごとに当社の企業価値の向上が期待できるかどうか判断したうえで、保有に伴う便益やリスク等に加え、当該保有先との取引関係等について検証を行い、保有継続の可否を判断しております。

2018年度は検証の結果、上場株式2銘柄、非上場株式1銘柄の売却をいたしました。

#### 3. 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社は、議決権行使について、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうかなどの視点に立って議決権を行使します。

【原則1-7】 関連当事者間の取引

当社は取締役会規則により、取引の重要性やその性質に応じて取締役会で審議・決議を要する事項を定めており、取締役や監査役、主要株主等との取引においても重要性が高いものは取締役会で審議・決議を行うこととしております。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金は、セコムグループ各社が加わるセコム企業年金基金であります。

企業年金基金担当者として求められる人材の資質について以下のように認識しており、これらの能力を備えた人材登用を目的とし、キャリアパスを通じた計画的な人材育成を行っております。

- ①資産運用を行うための、基礎的な経理、財務、コーポレート・ファイナンス等の知識を有していること
- ②企業年金の年金制度や税制についての知識を有していること
- ③運用会社などと交渉するための交渉力、調整力を有していること

また、セコム企業年金基金は「日本版スチュワードシップ・コード」受入表明において、「受益者の利益に資するよう努力し、利益相反を排除するよう努める」旨を表明しております。

#### 【原則3 - 1】 情報開示の充実

##### 1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

###### (1) 経営理念、経営の基本方針

当社は、1967年の会社設立以来、「正しい仕事」「良い仕事」を通じて社会に寄与していくことが、お客様、地域社会の皆様から高い評価を得ることにつながり、持続的に成長し続けることができるという考え方に立って事業に取り組んでおります。

当社の親会社であるセコム株式会社は、当社だけでは確立できない高品質なサービスのノウハウと高い技術力を持ち、セキュリティ以外の事業分野にもその領域を拡大し、あらゆる不安の無い社会の実現を社会的使命とし、「安全・安心・快適・便利」な社会の構築を目指して成長を続けております。

当社は、セコムグループの一員としてセコムの目指す「社会システム産業」の構築を目指し、当社が管轄する地域のお客様に対して、セコムグループの多様で付加価値の高いサービスを提供することによって成長し続けることができると考えており、その結果として企業価値を高めていくことが株主利益の向上につながるものと考えております。

なお、セコムグループでは、長期ビジョン「セコムグループ2030年ビジョン」ならびに2030年ビジョンに向けた成長を加速するため定めた「セコムグループロードマップ2022」を策定しております。下記に詳細を掲載しております。

(セコムグループ2030年ビジョン:

<https://www.secom.co.jp/corporate/vision/vision.html>)

(セコムグループロードマップ2022:

[https://www.secom.co.jp/corporate/pdf/roadmap\\_2022.pdf](https://www.secom.co.jp/corporate/pdf/roadmap_2022.pdf))

###### (2) 経営戦略

当社グループは、“「正しい仕事」「良い仕事」を通じて社会に貢献する”という企業理念の下、「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築を目指しております。

一方、昨今の急激な社会環境の変化を受け、システム設備更新費用の増加や一部業種における現金護送サービス等の売上減少など、営業戦略上の課題も顕在化しつつあります。

これらを解決し、将来に亘り安定的かつ着実な成長を通じ地域の皆様や株主の皆様のご期待に応えていくため、当社は「セコムらしい人財基盤の確立」と「比類のないサービス品質の維持・向上」を喫緊の課題として取り組んでおります。

具体的には、以下の事項に取り組んで参ります。

一人一人が活き活きと働き成長する上で必要な業務知識や技術スキルの向上を図るため、「セコム上信越グループ・技術センター」を新たに設置し、これまで以上に改善・強化した職種別・キャリア別研修プログラムや新たに配備した各種実機の操作訓練によるグループ幹部・社員教育の強化によって、「セコムらしさ」を発揮し業務拡大に貢献する人財基盤を確立

組織再編により「システム設計部」を新設し、業務拡大と無駄の排除に資する契約先に応じた「セコムらしい」付加価値の高い提案と正確なセキュリティプランニングの徹底

通信環境の技術革新に対応したオンライン・セキュリティシステムや監視システム設備の更新と、セキュリティスタッフ(ビートエンジニア)の装備品更新によるサービス品質の向上

長期ご契約先を始めとした最新システムへの更新によるお客様満足度の向上とサービス品質の向上

常駐子会社を始めグループ各社のベースアップや働き方改革関連法等に対応した給与・手当の見直しによる雇用環境の改善と、老朽化施設の建替え・処分や統一仕様の設備・備品の配置など職場環境の改善と均質化

このように当期に引き続き人件費や償却費用が高む状況が続きますが、これからも変わり続ける社会環境の中で当社グループが変わらぬ信頼を確保するために必要なものであり、増収増益体制の再構築を通じて経営基盤を新たなステージに引き上げ、セコムブランドの向上に繋げたいと考えております。

###### (3) 経営計画

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付け、連結業績の動向を総合的に勘案しつつ、安定的かつ継続的に利益配分することを基本方針としております。

また、当社は、中長期的な数値目標や指標にとらわれることなく、様々な経営環境の変化に対して柔軟な経営判断を行うことが重要であると考えており、経営資源をセキュリティ資源に集中し、業務の拡大とコストの適正化をすすめることで高い収益性を確保しつつ、急激な経営環境の変化や戦略的事業への投資にそなえて株主資本を充実させることが必要であると考えております。

当社はこれらの考え方のもと、事業年度ごとの計画のなかで利益還元と成長への投資の割合を決定し、安定的かつ継続的な成長を続けることが最適であると考えております。

##### 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

##### 3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

###### (報酬決定の方針)

取締役の報酬については、それぞれの職務と業務執行の対価として、会社業績や職責・成果のほか、従業員給与の水準や他社動向、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定する方針としております。

###### (報酬決定の手続き)

株主総会で決議を受けた報酬限度額内で取締役会の授権を受けた代表取締役社長が上記の報酬決定の方針に基づき個別報酬案を作成し、独立社外取締役との協議を経て決定しております。

##### 4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

###### (選任・指名の方針)

取締役候補の指名については、人格・知見・統率力等を考慮のうえ、経営理念と成長戦略の実現にあたって、その職務と責任を全うできる人物を指名・選任しております。

監査役候補の指名については、当社事業に関する理解、財務及び会計に関する知見、会社経営に関する経験等、監査役機能を発揮できる人物を指名しております。

また、社外取締役・社外監査役候補の指名については、豊富な経験や高い見識を有するとともに、独立的な立場から経営に対する適切な助言、監視・監督を行うことができる人物を指名しております。

(選任・指名の手続き)

上記の取締役会の承認を受けた指名方針に基づき、代表取締役会長及び代表取締役社長が協議ならびに親会社への相談等により候補者を選任し、独立社外取締役へ事前に説明を行ったうえで取締役会において十分な説明と審議を行い決定しております。

なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ております。

5. 取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・社外監査役については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役については、上記の指名方針に基づき候補者を指名し、「株主総会招集ご通知」に略歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社取締役会は、取締役会規則により、法令に規定する事項、経営に係る重要事項を取締役会の決議事項として定めており、これらを審議、決定しております。

上記以外の事項は、代表取締役社長へ委任しており、職務権限規程による権限委任の範囲において担当役員等の役職員が業務執行を行っております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、会社法の社外取締役要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に基づくとともに、人格・知見等を踏まえて、独立的な立場から経営に対する適切な助言、監視・監督を行うことができる人物を指名しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の多様性及び規模に関する考え方

当社は、定款により取締役の定数を12名以内と定めており、取締役会においては、経営理念及び成長戦略の推進、地域性、事業環境、リスク等の様々な観点から適切な審議を行い、迅速な意思決定と執行の監視監督の確保に必要な構成とすることを基本方針としております。

この基本方針のもと、代表取締役会長及び代表取締役社長が協議のうえで、取締役の指名方針に基づき候補者の人選を行い、独立社外取締役へ事前説明のうえ、取締役会による審議を経て、候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任状況

当社の取締役・監査役が他社の役員を兼任する場合は、利益相反取引の観点に加え、取締役・監査役としての役割・責務を果たすうえで支障がないことを取締役会で検討のうえ、承認を行っております。

なお、取締役・監査役の主な兼任状況については「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価及びその結果の概要の開示

当社は、取締役会の実効性の向上を図るため、全ての取締役及び監査役に対して、取締役会の構成・運営・議題等を中心としたアンケートを実施し、その結果をもとに実効性の評価を実施しております。

2018年度の結果は、前年度に引き続き適切な審議・決議ができる体制であり、実効性が確保されていると評価いたしました。

女性役員を選任による取締役会の多様性の向上や、説明資料等の工夫を評価する意見がありました。一方で、取締役会の実効性をより一層高めるための建設的な意見として、社内役員の発言機会をより一層増やすことを求める意見や、社外取締役の比率を踏まえた取締役会付議事項の見直し、トレーニングの工夫に対する意見が提示されました。

評価の実施により得られた意見を踏まえ、今後も取締役会の実効性をより高めていくため、継続的な改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針

取締役・監査役が新たに就任する際は、取締役・監査役の職務の遂行に必要な知識を習得する機会を設け、研修会等を通して当社の理念・行動規範、事業、組織、財務等の知識や取締役・監査役の役割・責務に対する理解促進に努めております。

また、就任後においても、必要に応じて研修会等を開催し、必要な情報提供を行っております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社のIR活動は、任命されたIR担当者が担当し、取締役財務部長が担当役員を務めております。また、管理部は必要に応じてIR担当者と情報共有を行い、株主との対話における支援を行っております。

株主との対話を含むIR方針については、IR担当者及び担当役員が代表取締役と検討のうえの方針案を作成し、経営会議、取締役会の審議を経て決定しております。

株主に対しては、ご要望に応じて個別訪問やWebサイトの充実を図ることによって、当社の経営環境や事業戦略に対する理解を深めていただけるよう活動を行っております。

これらの対話の内容については、経営会議、取締役会へフィードバックを行い、経営に資するように努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	6,620,050	54.03
株式会社ノザワコーポレーション	851,250	6.95
株式会社ノザワクリエーション	800,000	6.53
セコム上信越社員持株会	492,230	4.02
野沢 慎吾	353,200	2.88
齋藤 麻衣子	344,600	2.81
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	290,000	2.37
BNYM NON-TREATY DTT	184,200	1.50
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	98,200	0.80

第一建設工業株式会社	56,900	0.46
------------	--------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	セコム株式会社 (上場:東京) (コード) 9735

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社であるセコム株式会社は、当社の発行済み株式の54.43% (間接保有を含む議決権の被所有割合)を保有しております。当社は親会社(セコム株式会社)が構成するセコムグループの中で、事業の中核となるセキュリティサービス事業を新潟県、群馬県、長野県の3県で展開しております。警備業務に使用する機器、警備のオペレーション手法、セキュリティ関係の販売商品等を含むセキュリティ事業全般については、親会社ならびに親会社の当社以外の子会社(セコム北陸株式会社等)と同一の内容でサービスを提供しており、セコムグループの全国におけるサービス提供体制の一翼を担っております。当社は親会社を含むセコムグループ各社と緊密な協力関係を保ちながら事業展開いたしておりますが、当社が事業展開する地域においてはグループ内における明確な棲み分けがなされております。また、営業戦略等については共有および情報交換を行っておりますが、これにかかる施策の決定、契約交渉および締結に関する決定判断は独立して行っております。

親会社との主要な取引である商品・機器の仕入、業務委託および技術援助の対価については、少数株主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、取締役会において社外取締役からの意見を得つつ、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

商品・機器の仕入および業務委託の対価は、機器の研究開発、情報システムの運用・維持管理はグループ内で一元化されていることから、これらと同等のものを他者より調達するよりも廉価かつ機動的に調達できることから、適正な水準であると判断しております。

技術援助の対価は、親会社との技術援助契約に基づき、月間売上に対する一定比率を定めております。当社の主たる事業であるセキュリティ事業におけるビジネスモデル、機器および各種システムの研究開発は親会社により一元化されており、当社を含むグループ会社間で全国共通のサービスを提供しております。このサービスの質を維持する上でも当該契約は有用であり、当社の収益の根幹となるサービス維持のためには必要なものであると判断いたしております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
村山 六郎	弁護士													
敦井 一友	他の会社の出身者													
中山 正子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山 六郎		当社の社外取締役就任以前に、当社の顧問弁護士でありましたが、報酬金額は年間1百万円未満と僅少であり、就任前に顧問契約を終了しております。	弁護士として企業法務に関する専門知識及び豊富な経験を有しており、その高い見識のもとに意見を表明いただくことで経営監督機能の強化につながると考え招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

敦井 一友	北陸瓦斯株式会社の代表取締役社長及び敦井産業株式会社の代表取締役社長を務めており、両社と当社との間には取引関係がありますが、その取引の内容は一般的なものであります。また、北陸瓦斯株式会社は、当社株式を保有しておりますが、その被所有割合は0.23%であります。	経済産業省において国の施策に携わった経験をお持ちであり、現在は北陸瓦斯株式会社の代表取締役社長及び敦井産業株式会社の代表取締役社長を務めており、その豊富な経験や幅広い見識をもとに意見を表明いただくことで経営監督機能の強化につながると考え招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
中山 正子	株式会社キタックの代表取締役社長を務めており、当該会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引の内容は一般的なものであります。また、当社は、当該会社の株式を保有しておりますが、その所有割合は0.05%であります。	株式会社キタックの代表取締役社長を務めており、他上場企業の経営者として豊富な経験と幅広い見識をもとに意見を表明いただくことで経営監督機能の強化につながると考え招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役監査は、監査役会4名(社内監査役1名、社外監査役3名)で構成されており、補助者として従業員2名(内部監査部門と兼務)を配置し、内部統制システムを基に取締役の業務執行を監査しております。社内監査役には、セコム株式会社でセコムグループ各社の経営監査を担当するグループ運営監理部の責任者が就任しております。社外監査役には、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者が就任しております。監査役は、監査計画に基づき子会社を含む当社グループ全体の監査を実施するに当たり、当社の業務、社内事情に精通した監査役補助者が監査業務の補助にあっております。

内部監査は、内部監査部門の4名が業務監査及び財務報告に係る内部統制監査を、監査方針及び監査計画に基づいて子会社を含む当社グループ全体に対して行っております。監査の結果については、取締役会及び経営会議、監査役会等へ定期的に報告し、助言、指示を受けております。

監査役と会計監査人、及び内部監査部門は、監査計画、監査実施状況等の報告を通じて活発に情報、意見交換を行うことで、適時にコミュニケーションをとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田口 浩	他の会社の出身者													
鷲尾 栄作	公認会計士													
国領 保則	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口 浩		株式会社大光銀行の出身者であります。当社は当該会社から融資を受けておらず、当該会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引の内容は一般的なものであります。また、当社は当該会社の株式を保有しておりますが、その所有割合は1.33%であります。	株式会社大光銀行において、長年にわたり事務・システム部門の業務に携わっており、事務管理全般に関して豊富な経験と高い見識を有し、財務および会計に関して相当程度の知見も有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かしていただくために招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
鷲尾 栄作			公認会計士及び税理士として専門的知識及び豊富な経験を有しており、その高い見識を当社の監査に活かしていただくために招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
国領 保則		株式会社第四銀行の出身であり、当該会社の取締役・常勤監査役を務めた後、新潟交通株式会社の常勤監査役を務めており、当社は株式会社第四銀行から融資を受けておらず、当該会社と当社との間には取引関係がありますが、その取引の内容は一般的なものであります。また当社は当該会社の持株会社である株式会社第四北越フィナンシャルグループの株式を保有しておりますが、その所有割合は0.16%であります。また、当社は新潟交通株式会社との間に取引関係はありますが、その取引の内容は一般的なものであります。また当社は当該会社の株式を保有しておりますが、その所有割合は0.06%であります。	株式会社第四銀行において取締役・常勤監査役、新潟交通株式会社において常勤監査役を務めており、その経歴を通じて培った豊富な経験と高い見識を有し、財務および会計に関して相当程度の知見を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に活かしていただくために招聘しております。また、当社の意思決定に影響を与える取引はなく、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の数 更新 6名

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は職務執行の対価であり、必ずしも会社業績と機械的に連動して決定すべきものとは考えていないため。

ストックオプションの付与対象者

**【取締役報酬関係】**

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における取締役の報酬は以下のとおりであります。  
 取締役に対する報酬等の総額 13名 91百万円  
 (うち社外取締役に対する報酬等の総額 3名 9百万円)  
 監査役に対する報酬等の総額 3名 12百万円  
 (うち社外監査役に対する報酬等の総額 2名 5百万円)

(注)

1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は11名ですが、任期満了により退任した取締役2名が含まれているため、支給人員数と相違しております。
3. 監査役の支給人員数には、無支給者1名は含まれておりません。
4. 報酬等の額には当事業年度に係る未払役員賞与計上額5百万円(取締役5百万円)が含まれております。
5. 上記のほか、社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、それぞれの職務と業務執行の対価として会社業績や職責・成果のほか、従業員給与の水準や他社動向、過去の支給実績等を総合的に勘案して決定する方針としております。報酬決定の手続きは、株主総会で決議を受けた報酬限度額内で取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、報酬決定の方針に基づき個別報酬案を作成し、社外取締役との協議を経て決定しております。  
 監査役報酬は、株主総会で決議を受けた報酬限度額内で、個々の監査役の職務に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

**【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】**

社外取締役に対しては、取締役会事務局(管理部)が連絡窓口となり、事前の資料提出や担当各部からの事前説明など、必要な情報を提供する体制としております。

社外監査役に対しては、取締役会に関する情報は取締役会事務局が提供し、監査役業務に関する情報は監査役室が連絡窓口となり、監査役会において常勤監査役および内部監査部門等から必要な情報共有を行う体制としております。

また、取締役会事務局と監査役室が連携し、社外取締役と監査役が定例で情報交換を行う機会を設けており、社外役員が客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ることができるように努めております。

**【代表取締役社長等を退任した者の状況】**

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

該当事項はありません。

**2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)** 更新

当社は、取締役会が意思決定を行い、代表取締役社長を中心とする執行役員15名(うち8名が取締役と兼務)が業務執行を行っており、以下の社内に設置した各機関や内部監査部門等の組織を通じて、情報や意思の疎通、正しい問題認識や適正な意思決定が行われる体制としております。また、監査役および監査役会は内部監査部門および会計監査人と連携して監査を行っております。

上記の体制に外部の視点を取り入れ、適法性・客観性を確保するため、独立性の高い社外役員6名(社外取締役3名、社外監査役3名)を選任しております。

具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 取締役及び取締役会

取締役会は取締役11名(社外取締役3名含む)で構成され、監査役4名(社外監査役3名含む)が出席し、原則として毎月1回定例で開催しており、当社グループとしての戦略や重要な経営方針等の決定、業務執行の監督を行っております。

(2) 経営会議

常勤の取締役及び常勤監査役等が出席し、当社グループの業務執行における進捗状況の確認や諸問題の解消をしております。

(3) その他の機関・組織

取締役会直属のコンプライアンス委員会、経営会議の下部組織としてリスク管理委員会や予算委員会を設置し、その目的に応じて適宜開催しております。それぞれの機関において、それぞれの目的に対する問題点の把握、対応策の立案及び進捗管理を行っております。

さらに必要に応じてこれらの会議に際しては、顧問弁護士、税務や会計などの外部専門家の意見を仰ぎ、問題認識や対応に誤謬が生じないよう努めております。

(4) 監査役及び監査役会

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び幹部社員からの報告聴取、重要な稟議案件の閲覧及び本社や主要な事業所などにおける業務及び財産の状況調査等の業務監査を行っております。

監査役会は、監査役会において定めた監査の方針、監査計画等に従い、各監査役が取締役や内部監査部門、その他の使用人、さらには親会社の監査役及びその他のもの意思疎通を図り、連携をとって監査業務を行っております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業経営等に関する専門知識及び豊富な経験や幅広い見識を有する社外取締役(独立性の高い社外取締役3名)を選任し、取締役会において外部の視点を取り入れ、経営の透明性・客観性を確保する体制を構築しております。これにより当社では、経営に対する独立性の高い監視・監督機能を確保していると考えております。

また、経営、財務、法律等に関する専門知識及び豊富な経験や幅広い見識を有する監査役(実質的に独立性を確保できる社外監査役3名を含む)を選任し、独立性の高い監査役監査を通じて経営の監視・監督機能を確保していると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の数営業日前に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が提供する議決権行使サイトを使用して、電磁的方法による議決権の行使が可能です。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は実施しておりませんが、アナリスト・機関投資家からの要望をうけ、IR担当者によるミーティングを随時行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資家の視点に立った迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるようIR情報のウェブサイト을設け、決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、株主通信等を掲載しております ( <a href="https://www.secom-joshinetsu.co.jp/ir/index4.html">https://www.secom-joshinetsu.co.jp/ir/index4.html</a> )。 また、重要事実等が発生した場合は、対外発表に加えて、ウェブサイトへの即時掲載を実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者を設置し、取締役財務部長が担当役員を務めております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	セコムグループ社員行動規範をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定において、ステークホルダーとの関係を規定し、役職員に遵守を義務付けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はセコムグループの一員として、セコムグループのCSRの取り組みにおいて活動しております ( <a href="https://www.secom-joshinetsu.co.jp/corporate/csr.html">https://www.secom-joshinetsu.co.jp/corporate/csr.html</a> )。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が、会社法第362条第4項第6号に規定された「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システムの基本方針として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改定:2015年5月8日)

#### 記

##### 1. 総論

本決議は会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に行われなければならない、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

##### 2. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員は、法令・定款遵守(コンプライアンス)を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役員・社員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準(反社会勢力との関係遮断を含む)を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。

コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

(1)当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。

コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。

(2)各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務を管掌する総務部門その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。

(3)代表取締役社長の命により内部監査部門が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。内部監査部門は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。

(4)役員は行動規範に反する行為を知ったときは隠すことなく、しかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等の通報手段として、内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。

当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要の調査を行ったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。

(5)会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスにかかわる事項を含む)を審査するため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

(6)コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス委員会が審議のうえ監査役の意見をj得て取締役会の承認を得るものとする。

(7)財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い、基本計画及び方針を決定し評価を行う。

##### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録・決裁文書など)は、当社規程に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

##### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。

つまり担当役員は代表取締役社長の統轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。

(2)担当役員は、リスクの分析・評価結果をリスク管理委員会へ報告する。リスク管理委員会は、発生する可能性のあるリスク全般を管理し、経営会議へ適宜報告するとともに、リスク管理体制の整備・維持に努める。

(3)当社のリスク管理体制の重要な変更は、監査役の意見をj得て取締役会の承認を得るものとする。

大規模災害時及び平時のリスクは次のとおり。

リスクの分類

大規模災害時: a. 大規模災害リスク

平時: b. コンプライアンスリスク

c. システムリスク

d. 業務提供に係るリスク

e. 事務処理・会計リスク

f. その他

##### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。

(2)その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。

(3)当社は、通達等の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。

(4)当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

##### 6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社は、当社の親会社であるセコム株式会社が定めるセコムグループの経営理念、行動指針、内部統制システムの基本方針等に則り、内部統制の整備を行い、適正な業務運営に努める。

(2)子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、当社グループの役員が一体となって適正な業務運営に努める。

(3)子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のIT担当役員は子会社のIT運用状況について適時査察を行う。

(4)子会社取締役を兼務する当社取締役または使用人は、当社グループの情報及び運営理念の共有化を図る。また、当社代表取締役社長へ子会社における諸問題等を報告するとともに、当社グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。

当社代表取締役社長は、その結果を必要に応じ取締役会及び監査役会に報告する。

(5)当社代表取締役社長は内部監査部門及び各担当役員に命じ、必要に応じて子会社を査察する。各子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。

また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社の内部監査部門へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行ったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。

(6)子会社を当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。

(7)当社監査役と子会社監査役によるグループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。

(8)当社は、当社グループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「関係会社管理規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。

(9)子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、子会社は重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。

(10)子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。

(11)当社及び子会社は、当社グループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、社内事情に精通した使用人を常時1人以上配置した監査役室を設置する。また、監査役室とともに、必要に応じて内部監査部門が監査役の監査業務を補助する体制をとる。

#### 8. 上記7.の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役補助者の人事異動は、事前に監査役の同意を得なければならない。

(2)監査役補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。また、監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

(3)取締役は、監査役補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮しなければならない。

#### 9. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

##### 9-1. 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告するための体制

(1)取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。

イ.コンプライアンス委員会その他で決議された事項

ロ.会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ.毎月の経営状況として重要な事項

ニ.内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ.重大な法令・定款違反

ヘ.その他コンプライアンス上重要な事項

(2)(1)にかかわらず、監査役は必要に応じ随時に取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(3)「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

##### 9-2. 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

子会社の取締役、監査役、使用人等から「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、内部監査部門より監査役へ報告される。

#### 10. 上記9.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針」に準拠し、秘密事項として扱われ、報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

#### 11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用を負担する。

#### 12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。

(2)監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し、経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。

(3)当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私にわたるあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準を定めた「セコムグループ社員行動規範」を定めており、これを役職員がすべての行動の根幹となる規範と位置づけております。この「セコムグループ社員行動規範」の中に、反社会的勢力との関係を持たないこと、反社会的勢力に商品・サービスの提供を行ってはならないことを明確に定めております。

当社はこの「セコムグループ社員行動規範」の遵守を社員教育などを通じて徹底するとともに、基本となる契約書において、反社会的勢力との契約関係が判明した場合に契約を終了させることができる旨の規定を定めております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. コーポレート・ガバナンス体制について

当社は法定等の改正や、社会環境の変化に対応して、今後もより一層のコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。当社におけるコーポレート・ガバナンス体制については、添付の模式図をご参照ください。

#### 2. 適時開示体制の概要

当社の情報開示は管理部が担当し、担当取締役が情報取扱責任者を務め、開示に係る業務を一元化しております。また、インサイダー情報に係る情報の取扱は内部情報管理規程に基づき社内に徹底しております。主な情報についての適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

##### (1) 決定事実に関する情報

取締役会決議事項ならびにこれに準じると判断される事項は、情報取扱責任者が内部情報管理規程や東京証券取引所の定める適時開示基準と照らし合わせます。開示が必要と判断される場合には、取締役会決議後に情報取扱責任者の指示で取引所への事前説明(TDnet登録)を行い、その後に報道発表、当社ホームページへの掲載等を行っております。

##### (2) 発生事実に関する情報

重要事実の発生に際しては、各部門責任者や各関係会社責任者から会社代表者に対して報告がなされ、取締役会等へ報告、情報取扱責任者への指示がなされます。情報取扱責任者は、その発生内容を内部情報管理規程や東京証券取引所の定める適時開示基準と照らし合わせます。開示が必要と判断される場合には、情報取扱責任者の指示で取引所への事前説明(TDnet登録)を行い、その後に報道発表、当社ホームページへの掲載等を行っております。

##### (3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、財務部によってとりまとめを行い、開示資料を作成、取締役会に報告・承認を得ております。承認後、情報取扱責任者の指示で取引所への事前説明(TDnet登録)を行い、その後に報道発表、当社ホームページへの掲載等を行っております。

##### (4) その他の情報

その他上記各項目には該当しないものの、投資者の投資判断に資すると考えられる情報についても当社は開示を行うこととしております。各部門等責任者より情報取扱責任者へ開示の要請を行い、その情報を開示することが投資判断に資すると判断される場合、情報取扱責任者の指示で取引所への事前説明(TDnet登録)を行い、その後に報道発表、当社ホームページへの掲載等を行っております。

